

令和6年度第2回碧南市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 日時

令和7年2月4日（火）午後1時30分から2時25分

2 場所

碧南市役所 2階 会議室1

3 出席者

（1）出席者（9名）

小田直樹、三島博、長田和久、杉浦龍一、池田史明、深津茂樹、中島信博、
榊原勝弘、磯貝靖子

（2）事務局職員

事務局

健康推進部長 伊藤正博、高齢介護課長 小林圭介、課長補佐 杉浦洋子、地域
支援係担当係長 羽佐田美和子、主査 田村幸恵

碧南社協地域包括支援センター

社会福祉士 成瀬京子

碧南東部地域包括支援センター

看護師 縣恵美

碧南南部地域包括支援センター

主任介護支援専門員 中根千勢子

4 傍聴者

0人

5 会議成立確認

委員10名に対して出席9名、過半数以上の出席により成立

6 議題

（1）令和7年度地域包括支援センター運営方針について（資料1）P. 1～

（2）第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援
事業所の承認について（資料2）P. 1 2

（3）令和7年度以降の東部地域包括支援センターの運営について（資料3）P. 1 3

7 議事の要旨

(1) 会長あいさつ

本日は議題として3点ございますので、よろしくお願いいたします。それから、東部包括の方は、地域に密着した活動を長い間お疲れ様でした。ありがとうございました。

(2) 議題

ア 令和7年度地域包括支援センター運営方針について

・事務局（地域支援係）から資料1により説明

A委員 ）高齢者に対する相談窓口ということで、様々な内容の相談があるとありますが、どのような相談が多くて、何件ぐらいあるのか教えていただきたい。

事務局 ）件数については、今年度第1回の会議資料に纏めております。令和5年度の相談件数は3,607件ありました。相談内容については包括からお願いします。

社協包括）相談内容については、本人または家族による介護についての相談が一番多く、その他には民生委員等の地域からの相談、医療機関から退院支援を必要とする方の相談などがあります。

A委員 ）相談件数3,607件というのは多いのか少ないのか。

事務局 ）相談件数については他市と比較したことがないのでわかりませんが、ここ3年ぐらい3,600～3,800件ぐらいの相談があります。

A委員 ）遊友の会というのは、新たに作った会なのか。

事務局 ）遊友の会は、市内7会場で月2回、介護予防活動としてレクリエーションや講話の聴講などを行っている会であり、現在は健康課が主管課として行っている既存の会です。現在、健康課が行っている介護予防事業が令和7年度から高齢介護課へ移管されることに伴い、遊友の会も高齢介護課が主管課となります。各生活圏域に会場があるため、会の運営を地域包括支援センターにらせていきます。

B委員 ）家族が遊友の会に参加している。現在は、各会場に健康課の保健師が従事しているが、来年度以降は健康課の保健師の従事はあるのか。

事務局 ）4月以降は、各地区担当の包括職員である保健師もしくは看護師が従事します。健康課の保健師の従事はありません。

B委員 ）現在、東部包括が行っている歌声サロンはどうなりますか。

東部包括）来年度以降の歌声サロンの実施については、東部包括の委託法人と設置場

所が変更となるため、今のところ未定です。良い事業のため残していけるように愛生館と今後調整していきます。

C委員) 現在、東部包括に配属されている職員は、4月以降はどこに配属されるのか。また、西端出張所は交代で従事していると思うが、4月以降は専任従事の予定はあるのか。

社協包括) 社会福祉協議会の中には、地域包括支援センターだけでなく、障がい部門、保育園部門など多岐にわたる業務がある。地域包括支援センターの配置は、運営方針に示されたとおりだが、その他の職員は専門性を活かせる部署に配置される予定です。

事務局) 西端出張所は、センターの型が社協包括のサブセンターとなっている。社協包括の3職種配置の中から西端出張所の従事をお願いしている。市からは固定した方での従事という願いはしていない。どのように配置されるかは運営している社協包括に任せている。

D委員) 高齢介護課にて行っているシルバーカードの情報は、地域包括支援センターで活用する方針はないですか。

事務局) シルバーカードの情報は、高齢介護課にて保管している。必要に応じて地域包括支援センターへ情報提供は行っているが、事前に情報を提供することはありません。

A委員) 成年後見制度の利用状況を教えて欲しい。

D委員) 年間5件ぐらい、ずっと変わっていないように思ったが。

C委員) 5人というのは市長申し立ての件数だと思う。成年後見支援センターには、多数の相談が寄せられている。件数はこの場ですぐには答えられないが。

事務局) 令和5年度、地域包括支援センターに寄せられている相談件数は12件あります。

C委員) 補足となりますが、あいくるの中に成年後見支援センターが設置されており、そこへ直接相談に来られる方も多くあります。12件というのは、3つの地域包括支援センターに相談された件数であり、市全体としてはもっと多くの相談が寄せられている。

イ 第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援

事業所の承認について

・事務局（地域支援係）から資料2により説明

D委員）居宅介護支援事業所とは何ですか。

事務局）介護サービスを調整するケアマネージャーの事業所となります。

（承認）

・出席委員全員の賛成により、「碧南市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例」第6条に基づき、第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援事業所として資料2の居宅介護支援事業所の選定を承認。

ウ 令和7年度以降の東部地域包括支援センターの運営について

事業所の承認について

・事務局（地域支援係）から資料3により説明

E議員）令和7年度の東部包括支援センターの人員体制は、先ほどの運営方針を確認すると現在の東部包括よりも人員が増えている。これは、東部包括支援センターの人員体制が手厚くなると考えてよいのか。

事務局）今の東部包括支援センターの3職種の配置は4名、来年度からは5名となる。増員の分、包括的支援業務が充実する予定です。

F委員）職員配置が4名から5名となるということですが、この5名は全員人が変わるということですか。

事務局）委託法人が愛生館へ変更となりますので、全員愛生館の職員で配置していただきます。

F委員）利用者にとっては、人が変わるというのは一番気になるところ。自分の母もお世話になっているので、どうなるのかと不安に思っている。

東部包括）1月から、サービスの利用者にはモニタリング等の機会に説明はしているが、同じように不安を持たれる方は多いです。新しい担当者と同行による訪問を行い、引継ぎを丁寧に対応しているところです。

事務局）何かありましたら、高齢介護課までご相談ください。

D委員）G委員、何かご意見はありますか。参考になる事などありましたか。

G委員）全部参考になりました。

A委員）東部包括の職員が全員変わってしまうのはなぜか。

事務局) 委託先が変わるので、職員は全員変わります。

事務局) 委託先を変更した経緯は、これまで社会福祉協議会に2か所の包括を委託してきたが、3職種の人員がなかなか集まらず、維持が困難となっていた。そのため、新しい委託先を公募し、選定委員会での審議を受け、運営協議会での承認を得て愛生館に決まっております。

B委員) 現在の東部包括職員は、来年度の行き先は決まっているのか。

事務局) ご存じのとおり、社会福祉協議会は広く市の福祉部門を担っているため、介護部門だけでなく社会福祉協議会の雇用調整の中で配置されていく予定です。

8 その他

(事務局)

・委員の皆様、令和6年度の地域包括支援センター運営協議会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

来年度につきましても、今年度と同じく年2回、6月・2月頃の開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。6月につきましては、6月6日(金)を予定しております。

また、今回の委員報酬につきましては、市に届出の口座に振り込みいたしますのでよろしくお願いいたします。